

にいがた、いっぽ新旧対比表 会員規約

(旧)

第1条 定義

(11) 「プロジェクトの成立」…~~プロジェクトの募集期間が終了し、当該期間中に~~サポーターが申し込んだ支援金額の合計額が、当該プロジェクトの目標募集額以上になったことをいいます。

第5条 プロジェクト支援の申込み

(5) サポーターは、プロジェクト支援を申込み際、あらかじめ支援金額をクレジットカードまたはその他の当社らの指定する方法により決済するために必要な手続きをとるものとし、当社らは、~~プロジェクトの成立後、~~プロジェクトオーナーに代わり、クレジットカードまたはその他の当社らのしてする方法により支援金額の決済を行います。

第6条 プロジェクトの成立

~~(1) プロジェクトの募集期間の満了後、当社らは、プロジェクトの成否を本ウェブサイトにおいて掲載いたします。~~

~~(2) プロジェクトが成立した場合には、特段の手続きを要することなく、プロジェクトオーナーおよびサポーターの間で、購入型プロジェクトの場合は売買契約等が、寄付型プロジェクトの場合は贈与契約が成立します。~~

~~(3) 当社らは、プロジェクトの成立後、クレジットカードまたはその他の当社らの指定する方法による決済を実行することにより、プロジェクトオーナーに代わってサポーターから支援金額の支払いを受けます。当該支払いにより、サポーターからプロジェクトオーナーに対する支払いがあったものとします。~~

(4) プロジェクトが成立しなかった場合には、当社らは、クレジットカード等の決済は実行せず、当該決済に関する手続きを取り消します。

(新)

第1条 定義

(11) 「プロジェクトの成立」…~~成功報酬型においては、~~サポーターが申し込んだ支援金額の合計額が、当該プロジェクトの目標募集額以上になったことをいい、~~即時支援型においては、~~サポーターによる最初の申込みが完了したことをいいます。

第5条 プロジェクト支援の申込み

(5) サポーターは、プロジェクト支援を申込み際、あらかじめ支援金額をクレジットカードまたはその他の当社らの指定する方法により決済するために必要な手続きをとるものとし、当社らは、プロジェクトオーナーに代わり、クレジットカードまたはその他の当社らの指定する方法により支援金額の決済を行います。

第6条 プロジェクトの成立

(削除)

(1) 即時支援型については、会員が第5条に基づく申込手続きを完了し、本ウェブサイト上で申込みの成立を示す画面が表示された時点で、プロジェクトオーナーおよびサポーターの間で、購入型プロジェクトの場合は売買契約等が、寄付型プロジェクトの場合は贈与契約が成立します。

(2) 成功報酬型については、会員が第5条に基づく申込手続きを完了し、本ウェブサイト上で申込みの成立を示す画面が表示された時点と、プロジェクトの成立した時点のいずれか遅い方に、プロジェクトオーナーおよびサポーターの間で、購入型プロジェクトの場合は売買契約等が、寄付型プロジェクトの場合は贈与契約が成立します。

(3) 成功報酬型について、当社らは、プロジェクトの募集期間の終了後、当該プロジェクトの申込みを行った会員に対し、プロジェクトの成否をメールで通知します。成功報酬型においてプロジェクトが成立しなかった場合には、当社らは、既に行われた支援金額の決済の取消または返金を行います。